

令和4年度 入札・契約制度の改定について

令和4年6月1日（※6月1日以降に入札公告等を行う案件）から次のとおり入札・契約制度を改定します。

- 1 建設工事、測量・設計業務等における最低制限価格（公契連モデル）の試行について
- 2 建設工事の入札における予定価格の事後公表案件の拡大について
- 3 水道施設工事の入札参加資格要件について
- 4 建設工事の格付にかかる技術職員数の算定方法の変更について
- 5 監理技術者の専任義務の緩和について

【事務担当・問合せ先】

契約課 契約係 TEL 0596-21-5525

1 建設工事、測量・設計業務等における最低制限価格（公契連モデル）の試行について

建設工事における最低制限価格の算出について、従来の変動型に加えて、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基とする算定方法を試行的に導入します。

また、調査・測量・設計業務等も同様に国土交通省の低入札価格調査基準の算定方法に準じた最低制限価格の算定を試行的に導入します。

なお、工事の試行にあたっては、土木工事から開始し今後順次対象業務を拡大します。

対象案件については、入札公告にその旨を明記しますので入札にあたっては、必ず確認してください。

算定方法

次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木一式工事	直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費に10分の9を乗じて得た額	現場管理費に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

※上記以外の業種の試行は、その都度改めてお知らせします。

2 建設工事の入札における予定価格の事後公表案件の拡大について

現在、試行している建設工事の入札において、予定価格の事後公表案件を次のとおり拡大します。

現行 設計金額 3,000万円以上のもの

改正 設計金額 1,000万円以上のもの

※ 上記試行対象となる案件のうち、概ね業種別に3分の1の案件で実施します。

※ 委託、調査・測量・設計業務等については、変更ありません。

3 水道施設工事の入札参加資格要件について

上水道の配水管布設工事（予定価格20,000千円以上）の直接工事費内訳で土木工事（土工、舗装等）が50%以上を占める工事については、当面の間、水道施設工事の発注基準に該当するものに加え、下記に記載するの①②③の要件をすべて満たす者の入札参加を認めることとします。

①水道施設工事のA、B、Cに格付されていること。

②土木一式工事に格付されていること。

ア. 予定価格60,000千円以上 土木一式工事 A

イ. 予定価格20,000千円以上60,000千円未満 土木一式工事 A、B

③同種工事（上水道の配水管布設工事）の元請施工実績（下記に記載する額以上）を有すること。

予定価格	同種工事の設定実績
2,000万円以上5,000万円未満	800万円以上
5,000万円以上9,000万円未満	2,000万円以上
9,000万円以上	3,000万円以上

4 建設工事の格付にかかる技術職員数の算定方法の変更について

格付にかかる技術職員数について、従来は市の技術職員等名簿に登録された技術職員数（建設工事の種類毎の監理技術者又は主任技術者になり得るもので、経営事項審査の技術職員区分に該当する者の数をいう。）としていたものを、経営規模等評価結果通知書の建設工事の種類別の技術職員数とします。

※なお、1年間は移行準備期間とし

令和5年6月1日に格付の一斉見直しを行います。

5 監理技術者の専任義務の緩和について

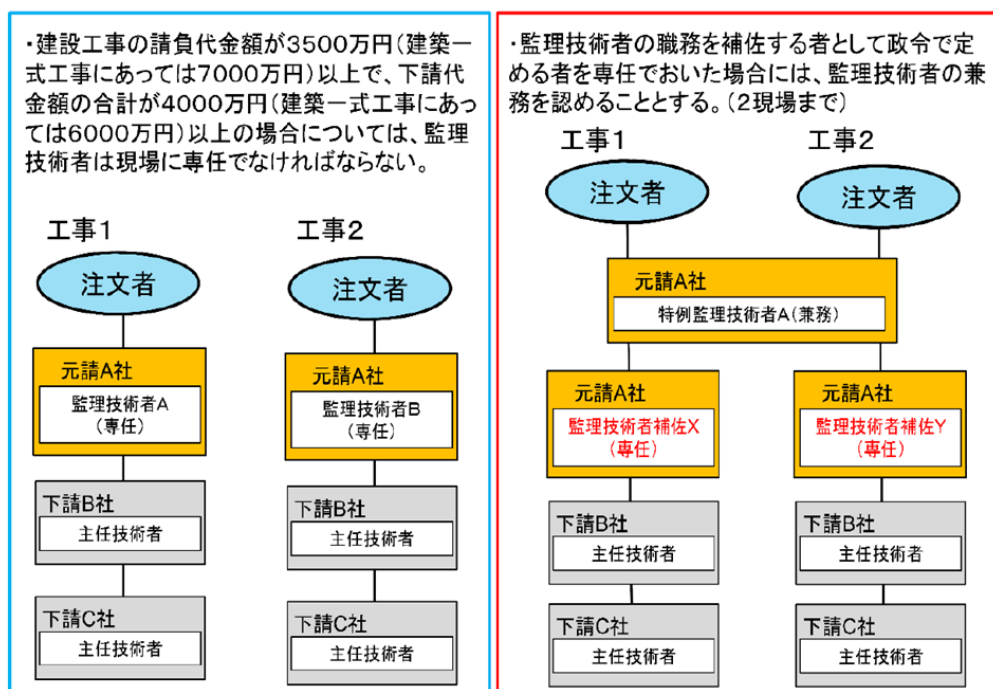
監理技術者の配置が必要となる一定の条件を満たす建設工事について、監理技術者を補佐するもの（監理技術者補佐）を配置する場合は、当該監理技術者を特例監理技術者とし、現場の兼務を2工事まで認めることとします。

※事務手続き等は別途ホームページに掲載予定です。

【現状と改正後のイメージ】

<現状>

<改正後>



【適用条件】

次の要件を全て満たす場合に、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

- (1) 予定価格が3億円未満の工事であること。(共同企業体による施工の対象となる工事は除く。)
- (2) 工事の技術的難度が高い工事でないこと。
- (3) 兼務できる工事数は2件までであること。
- (4) 市の条件付入札又は低入札工事に該当するものでないこと。
- (5) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- (6) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として伊勢市内であること。
- (7) 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
- (8) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (9) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例管理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (10) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (12) 特例監理技術と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- (13) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (14) 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。